

ご意見お待ちしています!

パブリックコメント

市民の皆さまからのご意見をお伺いするため、パブリックコメントを実施します。

手話言語条例(案)へのご意見募集!

- 香南市手話言語条例(案)へのご意見を募集します。
- 意見募集期間/12月25日(月)~1月19日(金)
- 計画(案)の閲覧場所/福祉事務所、各支所、市ホームページ
- ご意見の提出方法/福祉事務所、各支所または市ホームページ内にある意見募集用紙に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールのいずれかで提出してください。
- 問い合わせ/福祉事務所 ☎57-8509 FAX 50-3012
〒781-5292 野市町西野2706 市役所2階 福祉事務所 社会福祉係
メール fukushi@city.kochi-konan.lg.jp

第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)へのご意見募集!

- 国保被保険者の健康増進、生活習慣病の早期発見と重症化予防のために実施する保健事業の計画案(令和6年度~令和11年度)へのご意見を募集します。
- 意見募集期間/1月12日(金)~1月26日(金)
- 計画(案)の閲覧場所/市民保険課、各支所、市ホームページ
- ご意見の提出方法/市民保険課、各支所または市ホームページ内にある意見募集用紙に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールのいずれかで提出してください。
- 問い合わせ/市民保険課 ☎57-8506 FAX 56-0576
〒781-5292 野市町西野2706 市役所1階 市民保険課
メール shimin@city.kochi-konan.lg.jp

香南市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)へのご意見募集!

- 障害福祉サービス等の成果目標や、必要なサービス等見込み量等を定める計画案(令和6年度~令和8年度)へのご意見を募集します。
- 意見募集期間/2月7日(水)~2月21日(水)
- 計画(案)の閲覧場所/福祉事務所、各支所、市ホームページ
- ご意見の提出方法/福祉事務所、各支所または市ホームページ内にある意見募集用紙に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX・メールのいずれかで提出してください。
- 問い合わせ/福祉事務所 ☎57-8509 FAX 50-3012
〒781-5292 野市町西野2706 市役所2階 福祉事務所 社会福祉係
メール fukushi@city.kochi-konan.lg.jp

▶いずれも電話・窓口でのご意見、匿名でのご意見はお受けできません。また、個別のご意見に対して提出者への直接回答は行いません。

「コロナ禍で収入が減った」、「借金を抱えている」、「受診したいのに保険証がない」、「退職後、するべきことがない」、「不登校、ひきこもり」、「介護が必要になつたけど」、「遺産相続でもめている」など、お悩み・困りごと何でもご相談ください。専門家が無料でお答えします。

プライバシーは厳守しますので安心してご相談ください。

■日時・場所
・1月13日(土)13時30分~15時30分、安芸市民会館(安芸



相談

何でも相談会

市矢ノ丸三丁目二二
・1月20日(土)13時~15時、香美郡教育会館(香美市土佐山田町東本町二一―三三三)

・1月21日(日)13時30分~15時30分、のいちふれあいセンター(野市町西野五三四―一)

※マスク着用をお越しく下さい。

■その他
申し込みは予約の方を優先します。相談は1人30分程度を予定しています。

を予定しています。

■申し込み・問い合わせ
高知医療生活協同組合 本部事務局
☎088-843-0025
☎0120-1378-060
※平日9時~16時

市役所市民保険課
☎03-5321-8656 (ナビダイヤル)
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

市 県 民 税 第4期
国民健康保険税 第7期
介護保険料 第7期
後期高齢者医療保険料 第7期
の納期限は **1月31日(水)**です。
期限内の納付をお願いします。

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなが支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

※厚生年金保険に加入している方を除く

★国民年金のポイント

▼将来の大きな支えになります
国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営している制度であり、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

▼老後のためだけのものではありません
国民年金は年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。

「新成人の皆さんへ」
20歳になったら国民年金



年金

また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取れます。

★「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

▼学生納付特例制度
学生の方で、本人の所得が一定額以下の場合、世帯の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上ある課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。また、夜間・定時制や通信制課程の方も含まれます。

▼納付猶予制度
学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続きについてはお問い合わせください。

■問い合わせ
南国年金事務所
☎088-864-1111
市役所市民保険課
ホームページ



「お薬についてのあれこれ」
後発医薬品(ジェネリック医薬品)を活用ください
後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品(新薬)の特許がきれた後に販売される医薬品です。

・新薬より安価で経済的
開発費を低く抑えることができるため、そのほとんどが低価格で販売され、患者さんの自己負担額の軽減だけでなく、医療保険財政の改善にもつながります。

・効き目や安全性は新薬と同等
形や色、味などが新薬と異なりますが、効き目や安全性が同等であると厚生労働大臣の承認を受けています。

■「ポリファーマシー」をご存じですか?
「ポリファーマシー」とは、多くの医薬品を服用しているために、副作用を起したり、きちんと医薬品が飲めなくなったりしている状態をいいます。薬の分解・排泄がうまくできなかつたり、医薬品同士が相互に影響し合うことで起こります。



健康

■お薬手帳は1冊にまとめておきましょう
日頃から、かかりつけの医師や薬局(薬剤師)を持って、処方されている医薬品の情報を把握してもらっておくのが安心です。自分の処方されている医薬品が分かるように、お薬手帳を持ちましょう。また、お薬手帳は1冊にまとめておきましょう。

■セルフメディケーションとOTC医薬品の普及について
セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。

適度な運動・バランスの取れた食事・十分な休息を心がけ、日頃から健康を意識し、体調管理をすることで、結果的に医療費の節約につながる場合もあります。

より適切なアドバイスが受けられるよう、かかりつけの薬局(薬剤師)を決めて、市販される医薬品(OTC医薬品)を上手に利用しましょう。

■問い合わせ
市役所市民保険課



国の教育ローンは、高校や大学等に入学・在学するお子さまをお持ちの「ご家庭を対象とした、公的な融資制度です。」

■融資額
お子さま一人につき
350万円以内

■利率
年2.25%(固定金利)
※母子家庭の方などは年1.85%(令和5年10月2日現在)

■返済期間
18年以内

■融資資金の使いみち
入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

■返済方法
毎月元利均等返済

■問い合わせ
(ボーナス時増額返済も可能)
教育ローンコールセンター
☎0570-008656
☎03-5321-8656 (ナビダイヤル)
ホームページ
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html



教育